

これから被扶養者認定を受ける者（新規認定）

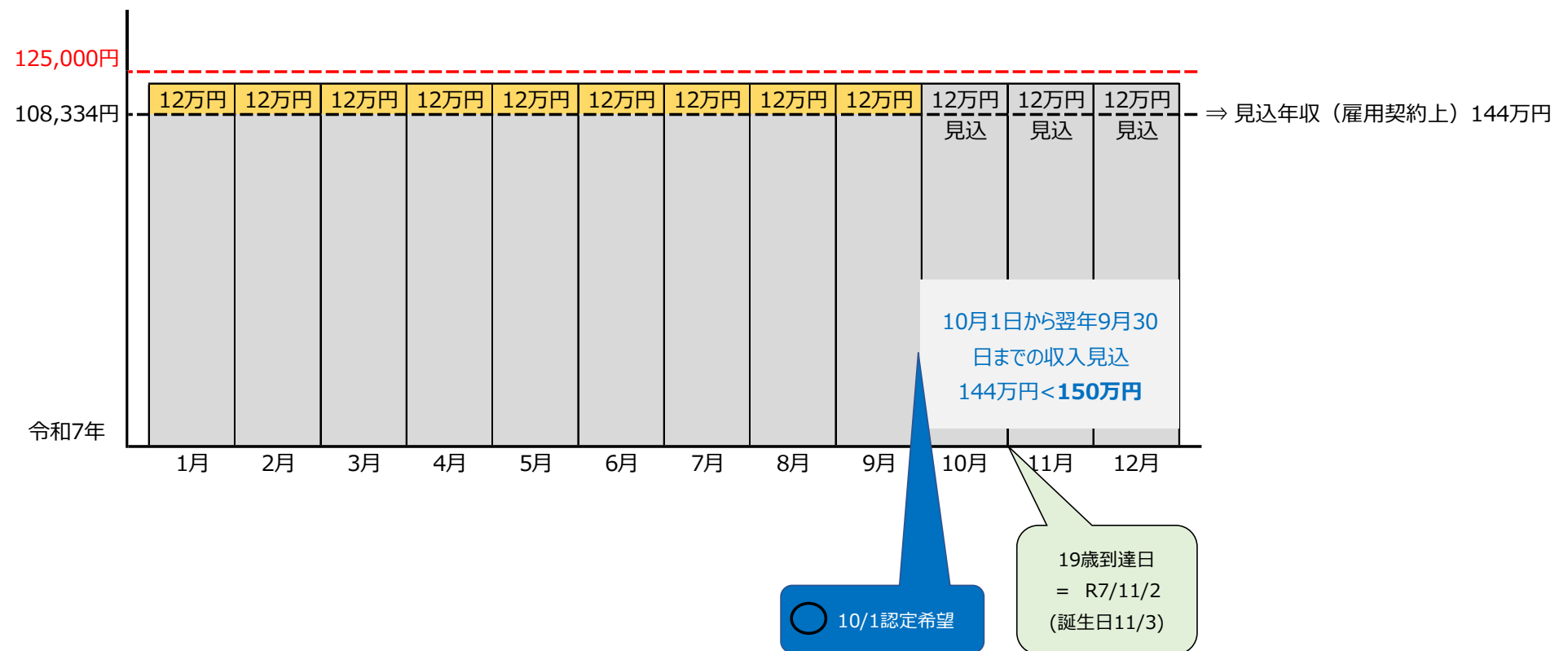
※被保険者の配偶者を除きます。

※収入要件以外の扶養認定要件を満たしているものとします。

※その年の12月31日時点の年齢で判定します。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算）。

【19歳～22歳の者の新規認定】

- ・令和7年12月31日時点の年齢が19歳。
- ・「19歳以上23歳未満の年齢要件」が令和7年10月より追加。令和7年10月1日時点の見込年収が認定基準額（年間150万円未満）を超えないため認定できます。



現在、被扶養者認定を受けている者（継続認定の可否）

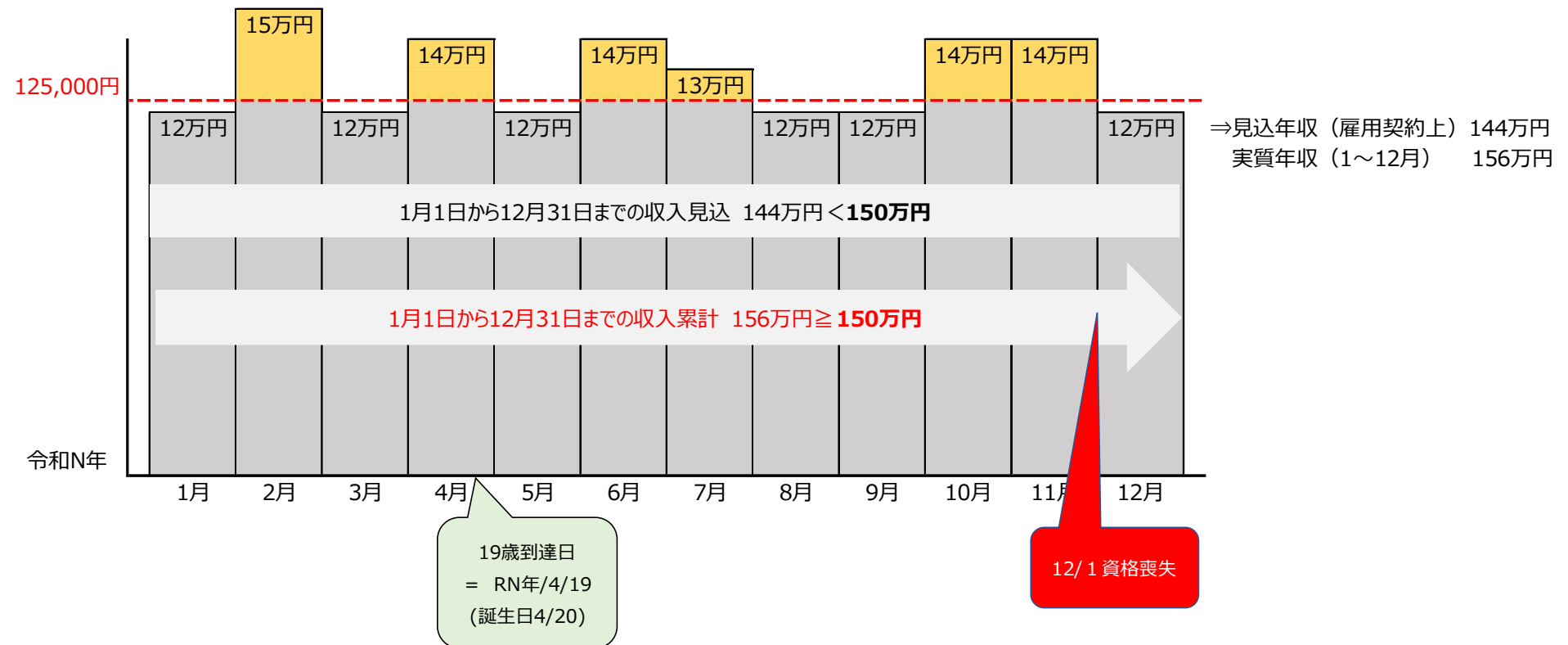
※被保険者の配偶者を除きます。

※収入要件以外の扶養認定要件を満たしているものとします。

※その年の12月31日時点の年齢で判定します。（年齢は民法上、誕生日の前日に加算）。

【（19歳～22歳の者）残業等により年収が増えた場合の喪失】

- ・令和N年12月31日時点の年齢が19歳。
- ・当初は、認定基準額（年間150万円未満）を超えない見込年収であったが、残業時間が多くこの年の1月から各月の収入を累計した結果、年収150万円以上の実績となったため、超過した月の初日（12月1日）に資格喪失します。



【23歳到達に伴う資格喪失】

- ・令和N年12月31日時点の年齢が23歳。
- ・23歳到達に伴い令和N年から認定基準額が年間130万円未満に変更。見込年収は130万円以上のため、令和N年の初日（令和N年1月1日）に資格喪失します。

